

# 石川県児童養護施設等環境改善事業費補助金 (新型コロナウイルス感染拡大防止を図る事業分) 交付要綱

## (趣旨)

第1条 児童養護施設等環境改善事業費補助金（新型コロナウイルス感染拡大防止を図る事業分）については、予算の範囲内において交付するものとし、石川県補助金交付規則（昭和34年7月20日石川県規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 この補助金は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター（以下、「児童養護施設等」という。）における環境の改善により、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図ることを目的とする。

## (補助対象経費)

第3条 この補助金は、「児童養護施設等環境改善事業（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する事業を対象とする。

## (交付額の算定)

第4条 この補助金の交付額は、施設等ごとに以下に記載の補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ないほうの額を交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

## 補助基準額

- (1) 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム  
1か所当たり 8,000,000円（※）
- (2) 里親、児童家庭支援センター  
1か所当たり 1,000,000円（※）

※補助基準額のうち、実施要綱3①の経費については、500,000円を上限とする。ただし、児童養護施設等の入所児童等及び職員に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や感染（又は感染が疑われる）者が発生した場合等、知事が必要と認める場合は、補助基準額の範囲内で知事が必要と認める額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、別に通知する期日までに別紙様式第1号による申請書を知事に提出して行うものとする。

(補助事業の変更又は中止の申請)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ別紙様式第2号の(変更・中止)承認申請書により、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 補助事業に要する経費の20%以内の変更(増額を除く)
- (2) 購入する品目の変更を伴わないもの
- (3) 補助金額の増を伴わないもの

(実績報告)

第7条 この事業の実績報告は、事業完了から1か月を経過する日、又は当該年度の3月末日のいずれか早い日(前条の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から1か月を経過する日、又は当該年度の3月末日のいずれか早い日)までに別紙様式第3号による報告書を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第8条 事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときその収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金に係る消費税及び地方消費税仕入税額の報告)

第9条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第4号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

2 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。

(財産処分)

第10条 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(交付金の経理)

第11条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。

附 則

この交付要綱は、令和2年6月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この交付要綱は、令和3年4月1日から施行する。